

大阪府内の定期報告対象建築物と報告時期

- 各用途について①～④いずれかに該当するもの。防火設備の検査については④に該当するものも含む。
 ■ 避難階にのみ対象用途がある場合は定期報告対象外（ただし下記④及び個室ビデオ店等の用途をのぞく）
 ※避難階とは、直接地上へ通じる出入り口のある階をいう。

令和7年度版

用途 記号	報告対象の用途	規 模 (その用途に供する床面積の合計) ※1	特定建築 物の調査	建築設備 の検査※5	防火設備 の検査
学	学校・学校施設の体育館	① 3 階以上に対象用途があり、100㎡を超えているもの ② 2,000㎡以上あるもの	令和 7年 10年 13年 (以降3年 ごとに1回)	対象外	
館	ボーリング場・スケート場・水泳場 スポーツ練習場 体育館（学校体育館除く）	① 3 階以上に対象用途があり、100㎡を超えているもの※2 ② 2,000㎡以上あるもの			
博	博物館・美術館・図書館				
事	事務所 その他これに類するもの	① 5 階以上に対象用途があり、3,000㎡以上あるもの※10			
集	公会堂・集会場	① 3 階以上に対象用途があり、100㎡を超えているもの※2 ② 客席部分が200㎡以上あるもの			
映	劇場・映画館・演芸場 観覧場（屋外観覧場は除く）	③ 地階に対象用途があり、100㎡を超えているもの※3 ④ 劇場・映画館・演芸場で主階が1階にないもの※4	令和 8年 11年 14年 (以降3年 ごとに1回)	毎年1回 対象規模 は左記に 同じ	毎年1回 対象規模 は左記に 同じ
旅	ホテル・旅館	① 3 階以上に対象用途があり、100㎡を超えているもの※2			
病	病院	② 2 階部分の対象用途の床面積が300㎡以上あるもの (②は病院、診療所にあつては2階部分に患者の収容施設がある場合に限る)			
診	診療所 (患者の収容施設があるもの)	③ 地階に対象用途があり、100㎡を超えているもの※3			
児	児童福祉施設等（※6） (要援護者の入所施設があるもの)	④ 病院、診療所、児童福祉施設等にあつては200㎡を超えているもの (④のみ防火設備の定期報告に限る。)			
百	混 百貨店・マーケット 展示場・物販店 飲食店 キャバレー・カフェ・バー ナイトクラブ・ダンスホール 遊技場(個室ビデオ店等を除く) 待合・料理店 公衆浴場 個室ビデオ店等 (※7に該当するものに限る)	① 3 階以上に対象用途があり、100㎡を超えているもの※2 ② 2 階部分の対象用途の床面積が500㎡以上あるもの ③ 地階に対象用途があり、100㎡を超えているもの※3 ④ 3,000㎡以上あるもの			
飲					
遊					
浴					
遊個					
寄	寄宿舎	① 3 階以上に対象用途があり、1,000㎡以上あるもの ② 5 階以上に対象用途があり、500㎡以上あるもの	令和 9年 12年 15年 (以降3年 ごとに1回)	非常用エレ ベーターが 設置されて いるもの (堺市・池田市 は報告対象外)	非常用エレ ベーターが 設置されて いるもの※
寄特	寄宿舎 (※8に該当するものに限る)	① 3 階以上に対象用途があり、100㎡を超えているもの※2 ② 2 階部分の対象用途の床面積が300㎡以上あるもの			
共特	共同住宅 (サービス付高齢者向け住宅に限る)	③ 地階に対象用途があり、100㎡を超えているもの※3 ④ 200㎡を超えているもの (④のみ防火設備の定期報告に限る。)			
共	共同住宅	① 3 階以上に対象用途があり、1,000㎡以上あるもの ② 5 階以上に対象用途があり、500㎡以上あるもの			

※表中①、②において、階とは、地上階を示す。

- ※1 報告対象規模(面積・階数の判断)については、2棟以上ある場合は、各々の棟単位で適用。(各棟の面積を合計するのではない。)
 ※2 表中①において、3階以上の階における対象用途の床面積の合計が100㎡以下のものは定期報告対象外。(ただし学、事、遊、個、寄、共を除く。)
 ※3 表中③において、地階における対象用途の床面積の合計が100㎡以下及びその用途に供する床面積の合計が100㎡を超え200㎡以下で階数が2以下のものは定期報告対象外。
 ※4 映④において、その用途に供する床面積の合計が100㎡以下及び100㎡を超え200㎡以下で階数が2以下のものは定期報告対象外。
 ※5 建築設備検査報告対象は、機械換気設備・機械排煙設備・非常用の照明装置。大阪府内では給排水設備は対象外。(共、共特の建築設備検査は、共用部分に限る。)
 ※6 助産施設、乳児院及び障害児入所施設、助産所、盲導犬訓練施設、救護施設及び更生施設、老人短期入所施設等、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、母子保健施設、障害者支援施設及び福祉ホーム、障害福祉サービス(自立訓練又は就労移行支援を行う事業)施設に限る。
 ※7 特定行政庁が条例で定める「個室ビデオ店」「カラオケボックス」「インターネットカフェ・漫画喫茶」「テレフォンクラブ」。
 ※8 サービス付高齢者向け住宅、認知症対応型グループホーム、障害者支援グループホームに限る。
 ※9 共同住宅(サービス付高齢者向け住宅除く)の防火設備検査は、共用部分に限る。
 ※10 大阪府管轄の市町村・大阪市・堺市・岸和田市・和泉市・羽曳野市は別に定める。(P4参照)

令和7年4月1日施行(大阪府内6特定行政庁のみ)

■ 大阪府内の一部特定行政庁にて

「事務所その他これに類するもの」の定期報告の対象範囲が拡大になりました。

【対象拡大となる特定行政庁】(下記以外の市の「事務所その他これに類するもの」はP.3参照)

- ・大阪市・堺市・岸和田市・和泉市・羽曳野市
- ・大阪府管轄の市町村

(泉大津市、泉佐野市、大阪狭山市、貝塚市、柏原市、交野市、河内長野市、四條畷市、摂津市、泉南市、大東市、高石市、富田林市、藤井寺市、松原市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町、忠岡町、豊能町、能勢町、島本町、河南町、太子町、千早赤阪村)

■ ※避難階にのみ対象用途がある場合は定期報告対象外

令和7年度版

用途 記号	報告対象の用途	規 模 (その用途に供する床面積の合計) ※1 ※2	特定建築物の調査	建築設備の検査※3	防火設備の検査
事	事務所 その他これに類するもの	①階数が5以上の建築物で、1,000㎡を超えるもの	令和7年 10年 13年	毎年1回 対象規模は左記に 同じ	毎年1回 対象規模は左記に 同じ
事小	事務所その他これに類するもの (小規模民間事務所等)	①階数が3以上の建築物で、200㎡を超えるもの (但し、階数が4以下又は1,000㎡以下のものに限る。)	(以降3年 ごとに1回)	対象外	

※階数とは、地階及び地上階の合計の数。

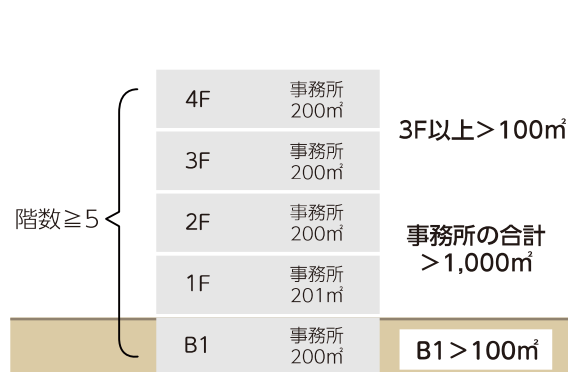
※1 報告対象規模(面積・階数の判断)については、2棟以上ある場合は、各々の棟単位で適用。(各棟の面積を合計するのではない。)

※2 地階及び3階以上の階における事務所等用途に供する床面積の合計がそれぞれ100㎡以下のものは定期報告対象外。

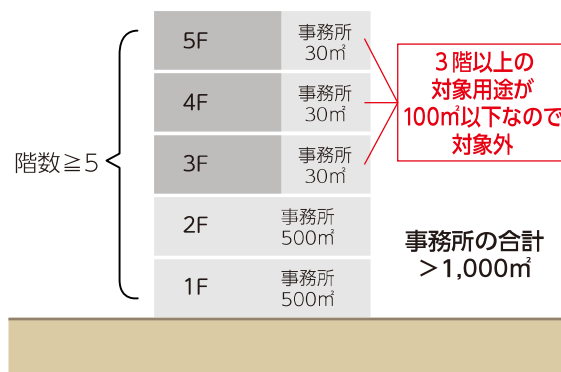
※3 建築設備検査報告対象は、機械換気設備・機械排煙設備・非常用の照明装置。大阪府内では給排水設備は対象外。

対象拡大となる特定行政庁の対象建築物(例)

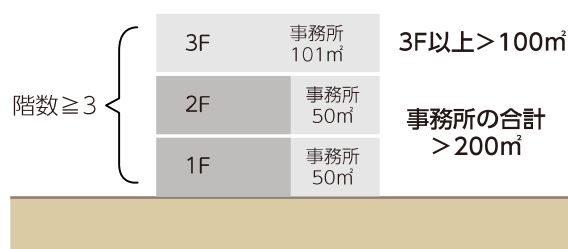
事(ケース1・対象)



事(ケース2・対象外)



事小(ケース3・対象)



事小(ケース4・対象外)

